

令和5年 5月 25日 開会

令和5年 5月 25日 閉会

令和5年（2023年）第2回

紀北町議会（臨時会）会議録

令和5年（2023年）第2回紀北町議会臨時会会議録

（第1号）

令和5年5月25日（木曜日）

令和5年(2023年)第2回紀北町議会臨時会

招集年月日 令和5年5月25日(木)

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

応招議員

1番	脇 昭 博	2番	宮 地 忍
3番	岡 村 哲 雄	4番	大 西 瑞 香
5番	原 隆 伸	6番	東 篤 布
7番	奥 村 仁	8番	樋 口 泰 生
9番	太 田 哲 生	10番	瀧 本 攻
11番	近 澤 チヅル	12番	入 江 康 仁
13番	家 崎 仁 行	14番	平 野 隆 久

不応招議員

なし

令和5年第2回紀北町議会臨時会議事日程 令和5年5月25日（第1日）

日 程	議 事
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	「議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算」の再議について
第 5	議案第23号 専決処分の承認を求めることについて
第 6	議案第24号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第1号）
	閉 会

令和5年（2023年）第2回紀北町議会臨時会会議録

第1号

招集年月日 令和5年5月25日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 令和5年5月25日（木）

出席議員

1番 脇 昭 博

2番 宮 地 忍

3番 岡 村 哲 雄

4番 大 西 瑞 香

5番 原 隆 伸

6番 東 篤 布

7番 奥 村 仁

8番 樋 口 泰 生

9番 太 田 哲 生

10番 瀧 本 攻

11番 近 澤 チヅル

12番 入 江 康 仁

13番 家 崎 仁 行

14番 平 野 隆 久

欠席議員

なし

入江康仁議長

どうも、皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和5年第2回紀北町議会臨時会を開会いたします。

ここで、町長より発言の申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、臨時会の開催の要請をさせていただきましたところ、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

臨時会の冒頭に当たり、1件の報告をさせていただきます。

長島地区地蔵町の火災についてでございます。

令和5年5月24日午前10時26分頃、長島地区地蔵町で火災が発生し、午後0時54分に鎮圧、午後6時55分に鎮火いたしました。

原因につきましては本日現場検証等を行うと伺っておりますが、現時点で把握している情報といたしましては、この火災により民家約9棟が焼失し、住民の方1名が負傷により尾鷲総合病院に搬送されましたが、幸い命に別条はないと伺っているところでございます。被災をされました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

また、火災につきましては西小学校の近くであったことから、児童87名は校庭に一時避難し、その後、紀伊長島図書室に移動、スクールバスで東長島公民館に避難して給食を取り、保護者への引渡しを行ったところでございます。この間、児童にはけがなどはございませんでした。

なお、消火活動は各消防署・消防団をはじめ、住民の方々、学校教諭等多くの方々にご協力をいただきました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

以上、1件を報告いたしまして、臨時会に当たりましての報告とさせていただきます。

入江康仁議長

以上で報告を終わります。

ここで、議会よりも火災による被災された方々に議会を代表してお見舞いを申し上げたい

と思います。また、消火活動、また西小学校の方々の引率にご尽力いただいた西小学校教諭等の多くの方々にご苦勞をかけたことを感謝いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は14名であり、定足数に達しております。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

上野議会事務局長。

上野隆志議会事務局長

おはようございます。

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

令和5年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年5月25日（木曜日）午前9時30分開議

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 「議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算」の再議について |
| 第5 議案第23号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第6 議案第24号 | 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第1号） |

以上でございます。

日程第1

入江康仁議長

それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員には、

10番 瀧本攻議員

11番 近澤チヅル議員

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

入江康仁議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日とすることに決定しました。

日程第 3

入江康仁議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 5 月 18 日、議会運営委員会が開催され、本臨時会に係る運営等について協議が行われました。その確認事項についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。本臨時会の招集に当たり、付議された事件は、令和 5 年度紀北町一般会計予算の再議及び専決処分の承認と補正予算であります。

また、新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 月 8 日で 5 類感染症に移行となったことに伴い、本日の会議より感染予防策実施の宣告と本会議へのアクリル板等の設置を取りやめることといたしました。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査について、普通会計及び水道事業会計の令和 4 年度 2 月と 3 月について、同条第 3 項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ中井教育長、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

入江康仁議長

これより審議に入ります。

お諮りします。

本日の案件の審議に当たっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議において審議することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、本日の案件の審議に当たっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定しました。

日程第4 議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の再議についてを議題といたします。

町長から、さきに議決した議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算について、地方自治法第177条第1項の規定によって再議に付されました。

それでは町長から、再議に付した理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、再議に付した理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算につきましては、令和5年3月議会定例会に上程をさせていただき、令和5年3月20日に修正議決されました。本予算につきましては、東紀州環境施設組合負担金1,901万円と、それに伴う基金繰入金が生計上されておりましたが、修正議決により削除されております。東紀州環境施設組合負担金1,901万円は、地方自治法第177条第1項第1号に規定する本町の義務に属する経費であります。

このことから、地方自治法第177条第1項の規定に基づき、再議に付するものであります

が、当組合のごみ処理施設設置を巡りまして、様々なご意見がございますことや、当方の説明不足等もあり、大変申し訳なく感じているところでございます。今後はさらに、議員の皆様方をはじめ、町民の皆様方にご理解いただけるよう、鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、再議に付する理由をご説明申し上げましたが、何卒、今一度慎重なご判断を賜りますよう、お願いを申し上げます。

入江康仁議長

以上で、説明を終わります。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

以上で質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前 9時 40分)

入江康仁議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時 55分)

入江康仁議長

続いて、討論を行います。

まず、さきの議決のとおり決定することに賛成討論される方はありませんか。

原隆伸議員。

5番 原隆伸議員

こんにちは。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の再議について、賛成の立場から討論させていただきます。

この修正動議が出た時点で、再議にかける必要性というのはあったと考えられたと思うんです。本来3月末までにこの再議を提出したならば、私は賛成していたと思います。しかし、今となって時間がたっぷりあるにもかかわらず、諸課題への取組への経過も何ら我々に提供されていない。この状態で修正動議したものを否決して元に戻すようなことは、安易な妥協としか考えられません。

私としては、要するに賛成するに足る趣旨が見えないということで賛成せざるを得ないということで、賛成討論とさせていただきます。皆様のご支持をお願いする次第でございます。よろしくお願いいたします。

入江康仁議長

次に、さきの議決のとおり決定することに反対討論される方はありませんか。

瀧本攻議員。

10番 瀧本攻議員

3月の定例会で動議を出したものでございますけれども、3月定例会が終わってから4月、5月の初旬まで、いろんなことで勉強させていただきました。町の環境課、また尾鷲の市長さん、御浜町の町長さんといろいろ個別でございますけれども、私も非常に苦渋の決断で動議を出したんですけれども、やはりこれは進めなければならないということで、自分が動議を出しておきながらその動議を反対せざるを得ないということでございますので、皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

入江康仁議長

次に、賛成討論される方、ございませんか。

反対討論される方、ありませんか。

3番 岡村哲雄議員。

3番 岡村哲雄議員

私も3月議会で瀧本議員が出されました修正動議に賛成させていただきました。ただ、そのとき、私は脱退ではなくて凍結のつもりで賛成させていただきました。性急に事が進んでおりますので、一時ストップして慎重に審議するべきだという思いで賛成させていただきました。

ただそのときに、地方自治法の第177条に事務的経費の再議の方法につきましては、ちょっと勉強不足でございました。あの項を見ますと、どうしても再議で通ってしまいます、予算が。

そういうこともありまして、あの後、町の執行部とか、あるいは組合の執行部ともいろいろ話をさせてもらいました。我々が出した修正動議に対しまして、一定のインパクトを与えたことが分かりました。より慎重に審議を進めていかなきゃならないということは、執行部のほうから私は聞き取りさせてもらいました。

私は組合の議員でもございます。より紀北町民のために最もよい選択を、今後も議員の皆様意見を聞きまして、前向きに取り組んでいきたいと。組合議会の中で、よりよい修正案なり慎重な審議を進めていくように、これから発言していきたいと思っております。

そういうことで、私は今回の再議につきましては、反対討論とさせていただきます。皆様、よろしくお祈りいたします。

入江康仁議長

ほかに反対討論される方ありませんか。

以上で、これで討論を終了いたします。

これより、日程第4 議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の再議についてを採決します。

それでは、本件をさきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 少 数)

入江康仁議長

起立少数です。

したがって、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の再議については、さきの議決のとおり決定することは否決されました。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算の再議については、さきの議決のとおり決定することが否決されましたので、改めて修正前の原案を審議することにします。

それでは、修正前の町長提出の原案 議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算について、採決を行います。

議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起 立 多 数)

入江康仁議長

起立多数です。

したがって、議案第18号 令和5年度紀北町一般会計予算は、原案のとおり決定しました。

日程第5～日程第6

入江康仁議長

それでは議事を進めます。

お諮りします。

日程第5 議案第23号及び日程第6 議案第24号の2件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

異議なしと認めます。

したがって、議案2件については、一括して提案理由の説明並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

一般会計予算につきましては、修正前の原案どおりご可決を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、議案2件の提案理由につきましてご説明を申し上げます。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案第24号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,696万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億824万2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案2件の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

す。

入江康仁議長

続いて、議案第23号の内容説明を求めます。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

皆様、おはようございます。

それでは、議案第23号についてご説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和5年5月25日提出

紀北町長 尾上壽一

2ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和5年3月31日

紀北町長 尾上壽一

最初に、改正の経緯・概要等を説明いたします。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月28日に国会において可決成立し、3月31日に公布されたことに伴いまして、紀北町税条例の改正が必要な条文のうち、特に令和5年4月1日施行分について、3月31日に専決処分を行い改正したものを本議会において報告し、承認を求めるものでございます。

令和5年度の税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り分け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化を行うとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置を講ずることとしております。また、次世代への早期の資産移転及び資産の再分配機能を確保する観点から、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築することや、法人課税や車体課税の見直し、インボイス制度の円

滑な実施に向けた改正なども行うこととしております。

それでは、令和5年度の税制改正を踏まえ、紀北町税条例の一部を改正する条例につきまして、新旧対照表に沿ってご説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第10条 徴収猶予の取消しは、第2項中、地方自治法の文言の後へ（昭和22年法律第67号）を加える内容でありまして、本条例の規定の整備でございます。

次は、7ページから9ページにわたります第46条 給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務者等、第48条 法人の町民税の申告納付、第50条 法人の町民税に係る不足税額の納付の納付の納付の手続、第98条 たばこ税の申告納付の手続、第101条 たばこ税に係る不足税額等の納付手続は、いずれも既存の様式に追加いたしまして、地方税統一QRコード対応の新様式を盛り込んだ改正でございます。

次は、9ページの下段をお願いします。

附則第8条 肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例は、地方税法の適用期限延長の改正に合わせて改正でございます。

10ページをお願いいたします。

附則第10条 読替規定につきましては、地方税法の改正に伴う規定の整備によるものでございます。

次は、10ページから12ページにわたります。

第10条の2 法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合につきましては、地方税法附則第15条の改正に伴った条項のずれ、条項の改正等規定の整備でございます。

12ページの上段をご覧ください。

第10条の3 新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の第12項につきましては、大規模の修繕等が行われましたマンションに対する税額の減額措置を受けようとするものがすべき申告についてを新たに規定するものでございます。また、第13項と第14項は、第12項が創設されたために、条項のずれを改めるものでございます。

13ページをお願いいたします。

新旧の旧の欄の上に書いております第15条の2 軽自動車税の環境性能割の非課税の規定が、地方税法の改正に合わせて削除することに伴いまして、第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例が繰り上がり、第15条の2に改めるものでございます。

次に、第15条の6 軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、地方税法の改正に合わせまして、第3項を削除するものでございます。

続きまして、13ページから16ページにわたります。

第16条 軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、地方税法等の改正に合わせて、適用期間の延長や条項のずれを繰り上げるなどの改正をするものでございます。

次の第16条の2 軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、前条の改正に伴う規定の整備でございます。

続きまして、第17条の2 優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、地方税法の適用期限延長の改正に合わせた改正でございます。

最後に、施行日についてご説明いたします。

申し訳ございませんが、5ページへお戻りください。

附則第1条 施行期日ですが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

附則第2条が固定資産税に関する経過措置、附則第3条が軽自動車税に関する経過措置でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

入江康仁議長

続いて、議案第24号の内容説明を求めます。

上ノ坊財政課長。

上ノ坊健二財政課長

それでは、議案第24号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

令和5年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,696万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億824万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年5月25日提出

紀北町長 尾上壽一

歳入歳出予算の内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入から説明をさせていただきます。

6ページをご覧ください。

第14款・国庫支出金、第1項・国庫負担金、第2目・衛生費負担金2,659万6,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で、ワクチン追加接種に伴うものでございます。

第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金1億4,500万円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、価格高騰緊急支援給付金事業、保育所保育料減免事業、地域生活応援商品券事業、学校給食費支援事業にそれぞれ財源充当しております。

第2目・民生費補助金650万円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金事業の実施に伴う事業費補助金450万円と、事務費補助金200万円でございます。

第3目・衛生費補助金1,768万9,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金で、こちらもワクチン追加接種に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。

第18款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は9,118万1,000円を増額するもので、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

なお、今回の補正によりまして、財政調整基金年度末現在高は7億8,403万8,000円となります。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費、第1目・社会福祉総務費は1億1,100万円を増額するもので、価格高騰緊急支援給付金事業は、電力・ガス・食料等、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図るために、国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、住民税非課税世帯等3,500世帯に対し1世帯当たり3万円を支給するもので、それに伴い電算委託料や印刷代、郵送代等を計上するものでございます。

9ページをご覧ください。

第3項・児童福祉費、第2目・保育所費は1,263万4,000円を増額するもので、保育所保育料減免事業は、物価高騰の影響を受けている子育て世帯が安心して子どもを保育所に通園させることができるよう支援するもので、国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、本町に住民登録のある世帯において、令和5年7月1日から令和6年3月31日までの期間に、保育所に在籍する0歳児から2歳児までの児童の保護者を対象に、保育料を減免するものでございます。

第3目・児童措置費は650万円を増額するもので、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、物価高騰に直面し、影響を特に受けている低所得の、ひとり親世帯を除く子育て世帯に対する特別給付金として、児童1人当たり一律5万円を支給するもので、それに伴い給付金や電算委託料等を計上するものでございます。

10ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第2目・予防費は4,428万5,000円を増額するもので、新型コロナウイルス感染症対策事業は、ワクチン追加接種を行う為に、人件費や委託料等を計上するものでございます。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は8,810万8,000円を増額するもので、地域生活応援商品券事業は、物価高騰の影響を受けている町民や事業者の皆様の負担軽減と地域経済の活性化を目的に、国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、町内の全世帯に対し、1世帯当たり1万円の支援を商品券により行うものでございます。4月1日時点で7,759世帯が対象であり、それに伴い印刷代、郵送代、事業実施にご協力いただく、みえ熊野古道商工会に対する事務費を含む事業補助金を計上するものでございます。

13ページをご覧ください。

第9款・教育費、第6項・保健体育費、第2目・給食施設費は2,443万9,000円を増額するもので、学校給食費支援事業は、物価高騰の影響を受けている町内の小中学生の保護者の負担軽減を目的に、国からの臨時交付金を活用して実施するものでございます。

内容は、町内の小中学校生709人全員の、夏休みを除く7月から3月までの8か月分の給食費に対し、全額給付金として補助するものでございます。

14ページからは給与費明細書でございます。

1の特別職につきましては、内容の変更はございません。

15ページをご覧ください。

2の一般職につきましては、1,009万8,000円を増額するものであります。その内容としましては、16ページをご覧ください。職員分ではありますが、内容の変更はございません。

17ページをご覧ください。

会計年度任用職員分でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業におけるワクチン接種の電話受付業務等を行うことによりまして、報酬743万6,000円を増額、期末手当133万6,000円を増額、共済費132万6,000円を増額により、補正後の総額は5億3,754万6,000円となります。

戻りまして、15ページをご覧ください。

職員と会計年度任用職員の補正後の合計は1,009万8,000円を増額し、17億5,337万8,000円となります。

以上で、議案第24号 令和5年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

入江康仁議長

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

それでは、これより各議案に対する審議を行います。

日程第5 議案第23号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

11番、近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

今回の専決処分、時代とともに変化していくQRコードとか電気自動車の関係とか、たくさん時代とともに変化するのを感じ取っております。その中で、10ページ、お伺いします。

中段のところの第10条、旧の中の一番最後に第64条がなくなるということなんですけれども、これはソーラーの設置が関係していると、ほかにもあるのかなと思いますけれども、新型コロナウイルス対策だったと思いますけれども、詳しい説明をお願いいたします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

近澤議員のご質問にお答えします。

第64条の関係なんですけれども、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例ということで、いわゆるコロナ特例と言っておりまして、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで期間限定というわけなんですけれども、そういったことで法律がありまして今回削除、改定されたわけでございます。

内容につきましては、例えば先端設備ということですので、ソーラーパネル等もございませし、最新鋭の技術を導入するに当たりまして、もちろん計画書等も必要ですけれども、そういった事業者に対しまして、この税額を3年間に限り、紀北町の場合はゼロということにさせていただいております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

最新設備に対して支援するというので、紀北町ではゼロというのは、これを利用してゼロになったということですよ。利用者はゼロではないですよ。今のゼロというのは、ちょっと私、聞き取りが不十分だったので、ソーラー機器とか最先端の特例があって、この3月31日で終了したわけなんですけれども、先ほどのゼロ、利用者がゼロではなくて税金がゼロになったんだと理解しておりますが、それが正しければこの紀北町におきまして、どれぐらいの数の方が利用されたのか、終わってしまうわけなんですけれども、こういう特例があったということで、数字が分かっていたらお願いしたいと思います。それともゼロだったのか、ちょっとそここのところの聞き取りが申し訳ありません。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

お答えいたします。

令和4年度の課税分ということでございますが、いわゆる64条、そして条例におきましては旧第27項の償却資産、先端設備につきましては27件ということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

ソーラーはよく見えるんですけれども、27件の中で割合が分かれば、先端技術のいろんな見えない事業所の中でされた方。事業所だけじゃなくて個人の家でもこういうのがあったら、自分の電気代が高くなっているのでこの際、設置しようかなと思う人もあったわけですが、そこら辺の啓蒙も利用できるのであったらどうであったのか、最後にお伺いします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

お答えいたします。

先ほど申し上げました27件ということでございますけれども、うち、ソーラーパネルの関係が25件でございます。

やはり先端設備ということになっておりますので、計画書とか、そういうことになりますので事業所が対象になるということでございます。

以上でございます。

入江康仁議長

樋口議員。

8番 樋口泰生議員

先ほど課長の説明の中に、この条例の中の関連性についてお話がありましたですけれども、インボイス制度との関連性においてというお話がありましたので、いわゆる適格請求書のことだと思いますが、どこがどういった形でインボイス制度がこの条例に関連しているのか、ご説明いただきたい。お願いします。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

お答えいたします。

うちの税条例に関しましては、直接影響がございません。

以上でございます。

入江康仁議長

いいですか。

8番 樋口泰生議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございませんか。

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

この文言の中に、法律でやってみて、新しいNISAという制度、NISAについて銀行も分かりません。私の範囲では銀行か証券会社がこの窓口になるようです。2,000円から3,000円だけでできる。NISAについて分かっている範囲で、する人もしない人もいると思うんです。私は国がNISAで金を集めて、また予算のないところでNISAを運用するんだと思うんですよ。だからNISAについて、どこまで町が知っているかどうか。NISAの内容ですね。

入江康仁議長

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

すみません。今、詳細の資料等を持ち合わせないんですけれども、国のほうは、NISAということで個人の所得を上げようとするということで、こういったことを取り込んでいますよということで、内容説明のことで説明させていただきました。

また、詳細につきましては資料等提供させていただきます。

以上です。

入江康仁議長

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

NISAで所得が上がるということでは、私はないと思うんです。NISAそのものは、当町は田舎だから、都会ではNISAが恐らく銀行等、窓口は銀行と証券会社だと思うんですけれども、その銀行は分かる、銀行の支店長は分からんと言う、NISAを。

それは国の法律で決まってきたんでしょう、上位条例だから。その辺については、課長がNISAについてやる町条例で改正するに当たっては、やはり税が基本ですので。1200兆円も借金しとるわけなので、国が。だからNISAそのものをやっぱり国民が知らなかったら、

僕は80歳ですよ、80歳でもNISAにはある程度関心は持っております。

NISAを国が決めてきたんだから、我々は国の法律に従わなければ。それに乗っかって何年になるのか、幾らまで掛けられるのかと、解約はできるのかというようなことを疑えばですね、やっぱりNISAについて調べる必要がある。それは税務署のようなところで、そういうところへ行って聞けば分かることだと思うんです。

町長、その辺のところは当町のやることじゃない。そういう新しい法律が決まったときに、この法律はこういうものだ。NISAすら答えられない議会では、私はいかんと思うんですよ。町長いかがですか。

入江康仁議長

町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃるように、住民のスキル、そういった理解力、そういうところを上げていく必要があると思いますし、また、住民の皆様から説明を求められたときに答えられるように、しっかりと勉強させるようにいたします。

入江康仁議長

担当課長からいいですか。

玉津税務課長。

玉津裕一税務課長

すみません。資料、令和5年度の税制改定のポイントということで説明させていただきます。

日本版の個人貯蓄口座をNISAというふうに言われております。資産所得倍増、所得から投資への観点から、NISA制度につきまして非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間について期限を設けず恒久的な処置としますということになっておりまして、これまでもございましたけれども、今回6年度以降ということになりましたは、年間の投資上限額が積立でというところが、5年度まででしたら40万のところ6年度以降120万とかというふうに、その枠が大きくなってより利用しやすいようなことで、国のほうは取り組んでいるというふうに理解しております。

以上でございます。

入江康仁議長

よろしいですか。

瀧本議員。

10番 瀧本攻議員

非課税を売り物にして、結局国は募集しようとしているわけですね。だから、今の相場主要株式の売買については、一時民主党が政権を執ったときには10%でした。今、戻して20%になっていますね。

ちょっと話がそれました。N I S Aも非課税を売り物にして国民から広く貯金をさせようとしているわけですね。その辺のところはやはり、町もちゃんと正確に勉強していただきたいと私は思います。よろしく。

入江康仁議長

答弁は。

10番 瀧本攻議員

まあ、いいわ。それだけしか分からないんだから。

入江康仁議長

いいですか。

10番 瀧本攻議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はございませんか。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第23号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第24号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

それでは、これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

14番、平野隆久議員。

14番 平野隆久議員

歳出のほうで、12ページ、1点だけ質疑させていただきます。

地域生活応援商品券の事業ということなんですけれども、1世帯1万円ということで、これはまず確認したいと思います。その中でこの予算が可決されれば、もし今の時点で分かっていたら500円券を20枚つづりなのかということと、あといつ頃町民の方々に届く予定なのか、今の時点で分かっていたら答弁を求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

地域生活応援商品券の給付につきましては、500円のを20枚つづり1冊1万円で送付させていただきたいと思っております。

時期に関しましては、可決させていただければ速やかに商工会ともお話しさせていただきます。できる限り早い時期に発送できるようにさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

平野議員。

14番 平野隆久議員

今の時点で分かっていること、分からないこと、言えないこともあると思うんですけれども、できたら町民の方々に渡る時期がお盆前にできればなと思っていますので。お盆にまた使うことも多いかと思っていますので、できればその方向で努力していただきたいと思いますが、

答弁を求めます。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

できるだけその時期に間に合うように、早急に事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

11番、近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

教民ですので、ここしか質問できません。今の、同じです、商品券はなるべく早くということですが、教育費、給食費なんかも7月から実施するんですから、お盆、8月でも7月でも大丈夫じゃないのかなと。明確な答えをいただきたいという希望です。

そしてもう一点です、商品券を、事業者の方も今回大変な事業の中で商品券を持って、それを現金にするのが、毎回言っているんですけども、なかなか現金にならない。商工会のほうにどういうふうに、早くするように。

商店の方も本当に事業も大変ですし、毎日の生活も、電気代もガス代も上がって大変なんですね。その上、生活用品が何千品目も上がっている現状がありますので、商店の方も集まった商品券を早く現金化したいと思うんですが、これをスピード感を持ってするよう、商工会のほうへ強く指導していただきたいんですけども、いかがでしょうか。毎回言っております。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

商品券の配付時期に関しましては、先ほども言わせてもらいましたように、できるだけ早い時期にさせていただきたいと思っております。事業者の公募とか、そういったこともこれからかけさせていただきなきゃいけないこともありますので、やはりその期間が必要というふうなこともございますので、ご理解いただきたいなと思っております。

現金化することに関しましても、商工会のほうとも協議させていただきまして、できるだけ早く現金化するように相談させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

入江康仁議長

近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

早くお願いしたいと思います。

事業者の方は苦肉の策に、自分たちのところに集まった商品券を、たくさんあるのを、またそれを持って買物に行っているという現実があります。すぐ現金として扱えるので。そこまで苦勞されて、たくさん集まったのを商工会へ持っていくんじゃなくて、それを生活に充てているという現実が、そこまでせっぱ詰まっているところもありますので、一日も早く現金化を。自分の20枚だけでなく、商売で集まった金額を生活に利用している、そういう現実がありますので早くお願いしたいと思います。

入江康仁議長

答弁求めます。

11番 近澤チヅル議員

同じです。

入江康仁議長

今の議案に、誰でもそうですけれども、これは委員会へ付託していないので、所管は関係なくみんなできますのでよろしくお願いします。

11番 近澤チヅル議員

議長。

入江康仁議長

3回目ですね。

11番 近澤チヅル議員

違う件。駄目なんですね。

入江康仁議長

まだ2回目ですよ。

もう一回できます。

近澤議員。

11番 近澤チヅル議員

勉強不足で申し訳ありません。

今回、本当に子育て支援に対して以前に戻った部分も、新しい部分も、国の方針そのままもありますけれども、給食費も全員が無料になります。今、せっかく無料になりますので、内容の充実を求めたいと思います。地場の魚を扱うような計画もございますけれども、地場のお米を使って自分の土地で取れた野菜をなるべく採用していただきたい。

今、障害者の方、障害児が増えておりますけれども、そういう安全な食べ物でないものも取っている部分が、農薬の多い食品とか、そういうものが影響しているという話も業界では盛んに言っておられます。ぜひ、安心安全な食材を、未来を担う子どもたちに使っていただきたい。有機野菜を使っていただきたいというのが私の思いですが、答弁をお願いします。

入江康仁議長

中井教育長。

中井克佳教育長

議員の質問にお答えします。

学校でも食育ということで、地域の食とか、あるいは生活の安全、健康のために、こういった食物が必要なのかということも含めて教育しておりますので、ご指摘のことをぜひ反映させていただきたいと思っております。

以上です。

入江康仁議長

ほかに質疑される方はありませんか。

奥村仁議員。

7番 奥村仁議員

先ほどの近澤議員もおっしゃったんですけれども、12ページ、商工総務費の商品券事業の換金のことです。

私も以前、質疑させていただいて、換金のタイミングをもっと早くしなければならないということで質疑させていただいて。今、商工観光課長の答弁は、商工会と話をしているいろいろ相談するというふうな答弁されていましたが、反対に相談するのではなくて、町のほうから指導というルールとして、商店が商品券を持ってきたときはその都度換金するという形をルールとして、それを商工会に提示するというか、守っていただくように指導するというぐらいしていかないと、相談しておいたらまた今までどおりになるのではないかなというふうに思います。

なので、換金するに必要な経費というのは、初めから商工会のほうにお支払いしておく

というような形を取ることで、商店が即座に換金できるというふうな形を取って、住民も守る、商店のほうもしっかり守って、コロナ対策というかアフターコロナの対策として生きてくるんじゃないかなというふうに思いますのでそうしていただきたいというのと、先ほど近澤議員も言われたんですけども、換金について、ちょっとルール違反をされている方もみえるというような発言に関しては、それはこの事業ができなくなる可能性もあると思うので、ルールはやっぱり守っていただくことをしていただかないとなので、ちょっと訂正してもらうことも必要かと思います。その取消しというか、そのルールを守っていただくにもプラスになるというのが、やはりその都度の換金だと思いますので、そこはしっかりと商工観光課で商工会にそのルールとして指示していただきたいというふうに思います。

以上です。

入江康仁議長

岩見商工観光課長。

岩見建志商工観光課長

お答えします。

速やかな換金につきまして、そういった意見もございますので、商工会のほうとこれから指導というんですか、できるだけ早い時期にというふうなことで協議させていただきたいなと考えてございます。

以上でございます。

入江康仁議長

奥村議員。

7番 奥村仁議員

分かりました。

これは協議も、やってもらうことを前提の協議でお願いしたいというふうに思います。

先ほどのルールの話なんですけれども、やったことというのが確実じゃないかもしれないので、そういうことがないようにということで考えてやっていただきたいというふうに思いますので。

以上です。

入江康仁議長

答弁いいですか。

7番 奥村仁議員

はい。

入江康仁議長

ほかに質疑される方ございませんか。

それでは、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

11番 近澤チヅル議員。

11番 近澤チヅル議員

議案第24号 令和5年度紀北町一般会計補正予算(第1号)の賛成討論を行います。

一昨年から異常な物価高の中、町民の皆様は毎日節約をし、また知恵を巡らし、命と暮らしを守るため、大変な中で暮らしておられます。特に、非課税世帯の方は大変です。

今回、物価高騰緊急支援給付事業がございますが、今までは、同じ非課税世帯でありながら子どもさんたちのためにとっておられる扶養家族、同じ非課税世帯なのに子どもさんなどの扶養家族に入っていると受けられなかったんですね。今回、これが福祉課の保健師さんの皆さんの努力で、扶養されていても不公平感なく支給されます。これは職員の皆さんの、町民の皆さんの思いを引き取る努力、本当に評価いたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策事業、会計年度任用職員6人に変わります。予防接種するのには6人も要らないなど私は思い、調べさせていただきました。4人の会計年度任用職員の方は一般会計で予算化されておりました。でも、今回、有利な国からの交付金を利用して、この4人の方の人件費を一般会計から除いてほかのことに使える、そういう細かい職員の皆さんのご努力を評価したいと思います。

また、子育て支援は、2020年度は半年間、昨年の22年は1年間、0歳から義務教育を終了するまで、保育料、給食費が無料になっておりましたが、残念ながら今年の一部でございましたが、より早く7月から全ての子どもの保育料、幼稚園の保育料、給食費、全て義務教育までは所得制限なく無料になります。

少子化に歯止めがかからなければ、地域は確実に崩壊します。この20年間、国の少子化対策は、私は失敗に終わっていると思っております。本当に国のほうも減り、この紀北町でも

減り続け、やっと今、国会で毎日のように子育て支援の予算を増やす、どのように財源を持っていくのか、今開いておる国会におきましても協議されております。

そのような大切な子育て支援ですが、現実といたしまして、国の合計特殊出生率、これは国が持っている値なんですけれども、目標と実態に差が出ております。地方創生の目標は、2020年1.6、2030年1.8、2040年2.07。やっと2.07になって2人の人間から2人生まれる。これでまあ実際減らないというところなんです。実際は残念ながら2021年で1.3でした。目標とかなり差があり、2014年を下回っております。その大きなものの一つが、2010年代に入り30代の女性が減り始めたことにあると国のほうもうたっております。

合計特殊出生率が2.07になったとしても、人口が安定化するのはその30年ほど先です。直ちに真剣に少子化対策に取り組む必要があります、国も連日国会で審議されております。でも、保育料、給食費、0歳から義務教育終了するまで全て無料は、三重県下で紀北町だけです。この優れた施策をぜひ、国の予算待ちだけではなく条例化して、子育て一番の町を実現することを求め、私の賛成討論とさせていただきます。

議員皆様のご賛同をお願いして終わります。

入江康仁議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発言する者なし)

入江康仁議長

これで討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第24号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(全 員 起 立)

入江康仁議長

全員起立です。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

入江康仁議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは、これで令和5年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前 10時 53分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和 5年 8月 30日

紀北町議会議長 入江康仁

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル